

鳥取市区町村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

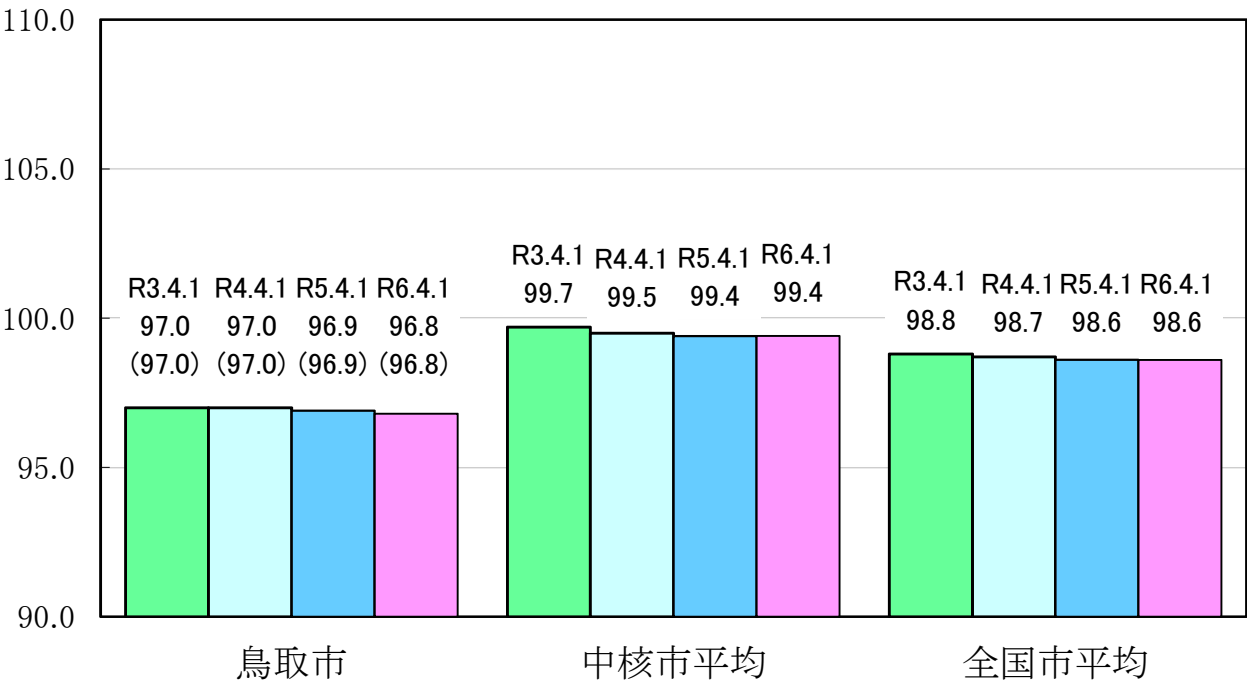
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考)令和4年度 の人件費率
令和 5年度	人 181,203	千円 111,334,065	千円 2,069,397	千円 12,678,030	% 11.4	% 11.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B / A	(参考)中核 市平均一人 当たり給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 1,216	千円 4,940,675	千円 880,935	千円 1,921,297	千円 7,742,907	千円 6,375	千円 6,359

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給

表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率割合／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合））により算出。）

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本市は、上記の①・②・③いずれにも該当していない。

（4）給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層の1級については、対象外。高齢層については最大4%減。激変緩和のため、4年間の現給保障を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）在勤地域等に応じて支給割合を引き下げ。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。ただし、現給保障期間は据え置き。

（内 容）大阪市15%を16%、医師及び歯科医師15%を16%、東京都20%を追加。

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

（5）特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鳥取市	43.2 歳	319,798 円	387,972 円	350,065 円
鳥取県	42.9 歳	319,722 円	389,139 円	345,741 円
国	42.1 歳	323,823 円	－ 円	405,378 円
中核市	42.3 歳	322,065 円	406,828 円	366,830 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均 年齢	職員数	平均給料 月額	平均 給与 月額 (A)	平均 給与 月額 (国 ベース)	対応す る民間 の類似 職種	平均 年齢	平均 給与 月額 (B)	A/B
鳥取市	47.8 歳	52 人	305,171 円	329,210 円	314,467 円	－	－	－	－
うち 運転手	－ 歳	－ 人	－ 円	－ 円	－ 円	－	－	－	－
うち その他	47.8 歳	52 人	305,171 円	329,210 円	314,467 円	－	－	－	－
鳥取県	55.0 歳	73 人	318,443 円	345,727 円	329,519 円	－	－	－	－
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	－ 円	330,553 円	－	－	－	－
中核市	50.9 歳	183 人	319,664 円	376,837 円	350,144 円	－	－	－	－

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
鳥取市	－	－	－
うち運転手	－ 円	－ 円	－
うち学校給食	－ 円	－ 円	－
うちその他	5,303,386 円	－ 円	－

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		鳥取市	鳥取県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200円	202,400円	196,200円
	高 校 卒	166,600円	170,900円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	166,600円	166,600円	—
	中 学 卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

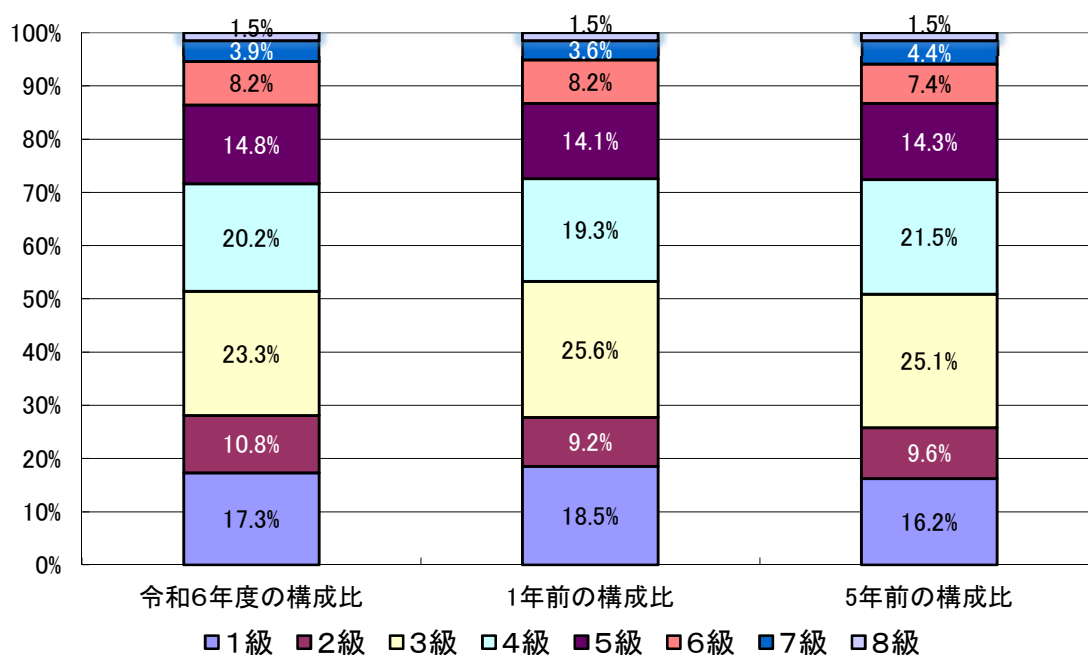
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政 職	大 学 卒	261,571円	342,972円	372,584円	385,893円
	高 校 卒	257,000円	357,900円	358,300円	383,878円
技能労 務職	高 校 卒	—	308,700円	—	352,250円
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

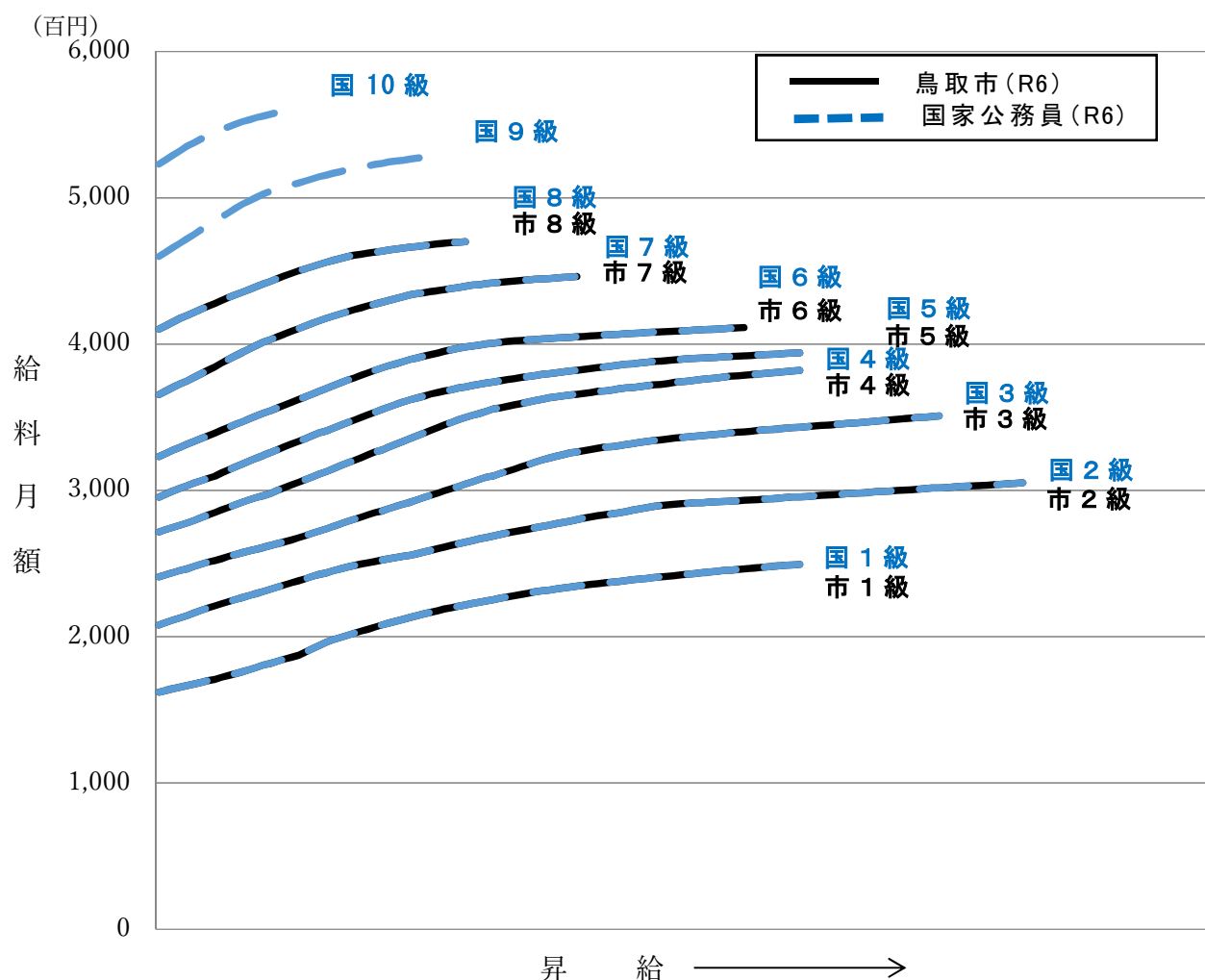
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師等	146人	17.3%	162,100円	249,400円
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事、技師等	91人	10.8%	208,000円	305,200円
3級	主任	197人	23.3%	240,900円	351,000円
4級	係長、主幹	170人	20.2%	271,600円	382,000円
5級	課長補佐、主査、総合支所の課長	125人	14.8%	295,400円	394,000円
6級	本庁の課長、副支所長、参事、総合支所の困難な業務を所掌する課長	69人	8.2%	323,100円	411,300円
7級	次長、支所長	33人	3.9%	365,500円	446,200円
8級	部長	13人	1.5%	410,300円	470,000円

- (注) 1 鳥取市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（鳥取市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鳥 取 市	鳥 取 県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,413 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,522 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 1.75月分 (2.45)月分 (1.75)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算(20年度から廃止)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 15～25％	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(鳥取市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

鳥取市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%～45%			定年前早期退職特例措置 2%～45%		
	自己都合	勸奨・定年			
1人当たり平均支給額 1,677千円 20,279千円					

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			2,789千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			929,632円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
鳥取市	0%	1,302人	0%
東京都特別区	20%	0人	20%
大阪市	16%	1人	16%
医師・歯科医師	16%	2人	16%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			1,808千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			30,649円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			3.8%	
手当の種類（手当数）			13種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に 対する支給単価
滞納処分手当	収納推進課	差押、差押物件引揚	355千円	差押調書1通当たり300円
感染症防疫等手当	保健医療課	消毒作業、駆除作業等	34千円	日額300円、 3,000円又は 4,000円
行旅死亡人取扱等手当	生活福祉課	行旅死亡人取扱等	—	1件当たり 1,500円
特殊現場作業手当	下水道管理室	下水道管内での点検等	—	日額750円
毒劇物取扱手当	下水道管理室	毒劇物使用による検査	20千円	日額100円
用地交渉等手当	道路課	土地取得・損失補填交渉	8千円	日額1,000円
動物死体処理手当	道路課	犬猫等の死体処理	53千円	日額300円
特殊自動車運転手当	道路課	除雪・路面清掃車両運転	58千円	日額300円

医療業務手当	医師・歯科医師	医療	888 千円	職務級に応じ 月額30,000円～ 月額68,000円
精神保健関係業務手当	心の健康支援室	精神障害者の診察の立会等	12 千円	日額600円 (内容により日額 1,200円)
精神保健関係業務手当	心の健康支援室	公用携帯電話での正規の勤務時間以外の相談対応等	373 千円	日額1,200円
狂犬病予防等業務手当	生活安全課	犬の検診業務、収容業務	2 千円	日額300円
狂犬病予防等業務手当	生活安全課	犬、猫等の殺処分業務	—	日額600円
環境衛生検査等業務手当	環境保全課	石綿除去作業の立入検査業務	7 千円	日額300円
建築主事業務手当	建築指導課	建築基準法その他の法令に基づく建築主事の業務	—	日額300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	451,912 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	310 千円
支給実績（令和4年度決算）	629,217 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	429 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。 ① 配偶者 6,500円 ② 子 10,000円 ③ 配偶者、子以外の扶養親族 6,500円 ④ 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人の加算額 5,000円	同じ	—	132,061千円	254,452円
住居手当	①月額16,000円を超える家賃を支払って借家などに居住する職員 家賃の額に応じ支給 ※月額最高28,000円まで	同じ	—	78,489千円	272,533円

通 勤 手 当	交通機関等を利用し又は自動車等を使用して通勤している職員（通勤距離が片道2 k m以上の職員）に支給されます。 ① 交通機関利用者 55,000円までを6ヶ月定期券などの価額により全額支給 ②自動車などの使用者通勤距離の区分に応じ、月額2,000円～31,600円	同 じ	—	76,604千 円	65,529円																
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。 <table><tr><td>区 分</td><td>金 額</td></tr><tr><td>部 長 級</td><td>93,500円</td></tr><tr><td>次 長 級</td><td>75,400円</td></tr><tr><td>次 長 級</td><td>71,000円</td></tr><tr><td>課 長 級</td><td>65,500円</td></tr><tr><td>課 長 級</td><td>57,300円</td></tr><tr><td>課 長 補 佐 級</td><td>50,900円</td></tr><tr><td>課 長 補 佐 級</td><td>43,100円</td></tr></table>	区 分	金 額	部 長 級	93,500円	次 長 級	75,400円	次 長 級	71,000円	課 長 級	65,500円	課 長 級	57,300円	課 長 補 佐 級	50,900円	課 長 補 佐 級	43,100円	—	—	175,278千 円	712,512円
区 分	金 額																				
部 長 級	93,500円																				
次 長 級	75,400円																				
次 長 級	71,000円																				
課 長 級	65,500円																				
課 長 級	57,300円																				
課 長 補 佐 級	50,900円																				
課 長 補 佐 級	43,100円																				
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難である職（医師・歯科医師）の職員に支給されます。	同 じ	—	3,866千 円	1,933,200円																
単身赴任手当	異動等により、単身で生活することとなった職員に支給されます。	同 じ	—	816千 円	408,000円																
休日勤務手当	休日等（国民の祝日及び年末年始）において、正規の勤務時間中に勤務した職員に支給されます。	同 じ	—	5,810千円	16,094円																
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時～翌朝5時）に勤務した職員に支給されます。	同 じ	—	225千円	1,843円																
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等において、庁舎、設備の保守等のために宿日直勤務を行った職員に支給されます。 ○勤務1回につき4,400円（勤務時間が5時間未満の場合は半額）	同 じ	—	101千円	8,433円																

管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨 時 又 は 緊 急 そ の 他 の 公 務 の 必 要 に よ り 、 土 日 休 日 等 に 勤 務 し た 管 理 職 員 に 支 給 さ れ ま す 。 （ 管 理 職 員 に は 時 間 外 勤 務 手 当 等 の 支 給 は あ り ま せ ン 。 ） ○ 勤 務 １ 回 に つ き <table><tr><td>部 長 級</td><td>次 長 ・ 課 長 級</td><td>課 長 補 佐 級</td></tr><tr><td>10,000円</td><td>9,000円</td><td>8,000円</td></tr></table>	部 長 級	次 長 ・ 課 長 級	課 長 補 佐 級	10,000円	9,000円	8,000円	—	—	5,540千円	42,946円
部 長 級	次 長 ・ 課 長 級	課 長 補 佐 級									
10,000円	9,000円	8,000円									
災 害 派 遣 手 当	災 害 応 急 対 策 又 は 災 害 復 旧 の た め 、 他 の 地 方 公 共 団 体 等 か ら 職 員 の 派 遣 等 を 受 け た 場 合 に 、 派 遣 さ れ た 職 員 に 対 し て 支 給 さ れ ま す 。	同 じ	—	—	—						

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	1,026,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額
	副 市 長	(850,000 円)	1,180,000円／ 577,000円
		(850,000 円)	974,000円／ 669,800円
報 酬	議 長	584,000 円	827,000円／ 584,000円
	副 議 長	(513,000 円)	748,000円／ 504,000円
	議 員	(475,000 円)	700,000円／ 475,000円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和5年度支給割合) 3.4 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 3.4 月分	
退 職 手 当	市 長 副 市 長	(算定方式) 1,026,000円×在職月数×33.3/100 850,000円×在職月数×25.0/100	(1期の手当額) (支給時期) 16,399,584円 任期ごと 10,200,000円 任期ごと
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

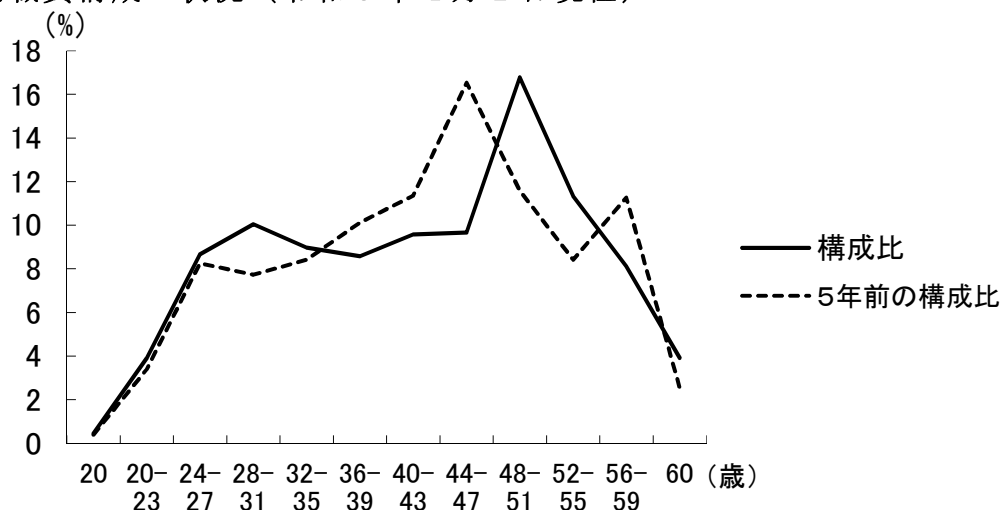
区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和 5 年	令和 6 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	10	10	0	業 務 の 増
		総 務 企 画	286	287	1	業 務 の 増
		税 務	81	83	2	業 務 の 増
		民 生	370	376	6	業 務 の 増
		衛 生	137	127	△ 10	事 務 の 統 廃 合 縮 小
		農 林 水 産	61	62	1	業 務 の 増
		商 工	49	50	1	業 務 の 増
		土 木	129	124	△ 5	事 務 の 統 廃 合 縮 小
部 門	計		1,123	1,119	△ 4	<参考> 人口1万当たり職員数 61.81人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 47.84人)
	教育部門		93	92	△ 1	事 務 の 統 廃 合 縮 小
	消防部門					
	小 計		1,216	1,211	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.89人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 65.57人)
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院 水 道 下 水 道 そ の 他		442	445	3	市 立 病 院 業 務 の 増
			101	99	△ 2	水 道 局 事 務 の 統 廃 合 縮 小
			40	41	1	業 務 の 増
			46	46	0	
	小 計		629	631	2	
合 計			1,845 [1,955]	1,842 [1,955]	△ 3 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 101.74人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

==以下 病院、水道局 除く==

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	6	51	113	131	117	112	125	126	219	148	106	51	1,305

(3) 職員数の推移

(単位：人・％)

部門別 \ 年 度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減 数(率)
一般行政	1,100	1,098	1,103	1,114	1,123	1,119	19(1.7%)
教育	95	96	96	97	93	92	△3(△3.3%)
普通会計計	1,195	1,194	1,199	1,211	1,216	1,211	16(1.3%)
公営企業等会計計	680	681	668	635	629	631	△49(△7.8%)
総合計	1,875	1,875	1,867	1,846	1,845	1,842	△33(△1.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。